

# 最上町農業委員会第36回総会議事録

日 時 平成29年05月25日(木) 午前10時00分～  
場 所 最上町役場3階第一会議室  
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男  
日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名委員の指定について  
日程第3 議案

## 1. 出席委員 (15名)

1 番 渡部 浩 栄	2 番 庄司千賀夫	3 番 奥山定次郎
4 番 菅 孝	5 番 渡邊紀 栄	6 番 渡部義 信
7 番 大場 充	8 番 高橋光 廣	9 番 中 畠 聡
10 番 小林吉 雄	11 番 今田源 光	12 番 奥山勝 明
13 番 五十嵐一 春	14 番 二戸孝 一	15 番 後藤一 男

## 2. 欠席委員 (0名)

## 3. 会議に出席した職員

事務局 長 大場 晃	事務局 次長 金田 敏 幸
事務局 筆 耕 大澤真由美	事務局 筆 耕 伊藤美賀子

## 4. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議案第3号 最上町農用地利用集積計画について

## 【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 29 年度最上町農業委員会第 36 回総会を開会いたします。本日は、全員出席であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

## 【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

## 【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは、5 番委員、6 番委員兩名を指名いたします。

それでは、日程第 3、議事にはいります。

## 【 議 事 】

議 長 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が下記のとおりあったので、受理したものである。平成 29 年 5 月 25 日提出。

(朗読説明 1件)

理由といたしましては、賃借人が、営農継続が困難になったということでの解約の申し入れで、今後は、賃貸人がそばを作るということを確認しております。

議長： ただ今の報告説明についてご質問ご意見はございませんか。ないようですので、報告第1号について賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

はい、全員賛成でございます。よって報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は原案のとおり承認決定いたします。

つづきまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を願います。

事務局： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。平成29年5月25日提出。

(朗読説明 1件)

議長： 議案第1号について、事務局から説明がありました。この件について調査員報告がございます。11番委員、よろしく願いいたします。

11番委員： 18日午後から、事務局次長と（現地に）行ってきました。川向いの奥のほうはちょっと行くことができず、確認ができませんでした。熊ノ前は、田んぼで作付けしております。他のところも小さいながらも皆ニラを栽培しておりました。（後継者への）贈与ということで確認をしてきました。

議長： それでは、議案第1号について、ご意見ご質問がございませんか。ご質問がないようですので、議案第1号について採決にはいります。賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

はい、全員賛成でございます。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

つづきまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成29年5月25日提出。

(朗読説明 2件)

過去にも、砂利採取の許可を頂いて、実施している土地に隣接する箇所となります。P18資料No.2-6はプラントへの運搬経路図となっております。

議長： 議案第2号について、13番委員、報告をお願いいたします。

13番委員： 5月18日に、事務局次長と現地の調査に行っていました。1番の敷地ですが、宅地が建っても他には何も影響がないと思われました。2番についてですが、3年ほど前から砂利採集が行われていたところでありまして、上流側は半分以上採取が済んで埋め戻し整地されておる状況でした。下流側3分の1程度がまだ未着手ということで、これから、(砂利を)採取するところでした。今までも何も問題が無く、現在も採取が行われています。周辺農地への営農の影響は無いと見てまいりました。

議長： ありがとうございます。それでは、議案第2号について、ご質問等はございませんか。

(11番委員 挙手)

11番委員： 1番についてですが、親子関係ですか。

事務局： はい、親子です。

11 番委員 : はい、わかりました。

議長 : 他にありませんか。ないようですので、議案第 2 号について、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案のとおり決定承認されました。

続きまして、議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第 18 条第 1 項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成 29 年 5 月 25 日提出。

(議案第 2 号 朗読説明 11 件)

議長 : ただ今事務局より議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」説明がありました。この 11 件のうち 4 番、8 番、この 2 件を除いてご審議願います。ご質問、ご意見はございませんか。

(12 番委員 挙手)

12 番委員 : 5 番の譲渡人は鶉杉ですが、譲受人は下小路で場所が離れています。どういった関係なのでしょう。

11 番委員 : 笹森から出た（鶉杉に嫁いだ）おばあさんがもらった土地です。親戚関係です。

12 番委員 : はい、わかりました。

3 番委員 : 10 番についてですが、本屋敷となっていますが、線路のかげです

か。人から借りている人が人に貸しているというのはどのような理由なのでしょうか。

1 番 委 員 : (譲渡人の) 機械が大きいので、(そこの場所に) はいっていきことができないからだと思います。

3 番 委 員 : はい、わかりました。

議 長 : 他にありませんか。それでは、4 番、8 番を除いた 9 件の案件について、審議いたします。賛成の方挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって、審議された案件は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、(会議規則第 11 条により) 当事者退席の審議となります。4 番、8 番について審議いたします。12 番委員、当事者でありますので退席を願います。

(当事者退席)

それでは、4 番についてご審議願います。ご意見、ご質問はございませんか。

ないようですので、4 番について採決いたします。4 番について賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございます。よって、4 番は、原案のとおり決定いたしました。

(退席者着席)

12 番 委 員 : ありがとうございます。

議 長 : 続いて 8 番について審議いたします。10 番委員退席願います。

(当事者退席)

それでは、8番についてご審議願います。ご意見、ご質問はございませんか。

職務代理 : 参考までに、事務局に確認したいのですが、再設定の方々の対価の増減はありますか。前(回)借り受けしているときと同じなのか。

事務局 : 8番についてですが、前回の対価は、15,000円でしたので減になります。

議長 : 8番について他にありませんか。無いようですので、8番について採決いたします。原案のとおり賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございます。よって、8番は、原案のとおり決定いたしました。

(退席者着席)

10番委員 : ありがとうございました。

議長 : 以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。よって、平成29年度第36回総会を閉会いたします。